

# 評価制度について

---

一般財団法人日本消防設備安全センター  
技術部 技術第二課  
調査役 伊藤 正彦

# 日本消防設備安全センターが行っている評価制度

評価名称	評価対象
性能評価	消防法第17条第3項に定める総務大臣認定に係る特殊消防用設備等
消防設備システム評価	個々の防火対象物に設置する高度の技術を活用した消防用設備等
ガス系消火設備等評価	主に危険物施設や防火対象物等に法令義務設置となる消火設備の代替設備として設置するガス系消火設備

本日は、性能評価と消防設備システム評価について御説明いたします。

# I. 性能評価について (1) 消防用設備等を設置する場合の3つの選択(ルート)

- ①仕様規定(ルートA) : 技術上の基準について、材料、寸法及び構造などを具体的に規定するもの
- ②客観的検証法(ルートB) : 技術上の基準で要求される性能に、設置される消防用設備等の性能が満足するかを客観的、普遍的かつ公正に評価できる手法を規定するもの
- ③大臣認定(ルートC) : ルートBで評価できない新たな技術を用いた特殊の消防用設備等について、技術基準に基づき設置する設備と同等以上の性能を有し、かつ設置維持されるものを総務大臣が認定する方法

法令根拠		選択肢	概要	具体例
法第17条第1項	消防用設備等	<b>ルートA</b> 通常用いられる消防用設備等	・従来の仕様規定 (政令第10条～第39条の3に規定する設置及び維持の技術上の基準)	消火器、屋内消火栓、スプリンクラー設備、 自動火災報知設備、誘導灯 等々
		<b>ルートB</b> 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等 (政令第29条の4)	・客観的検証法 ①初期拡大抑制性能 ②避難安全支援性能 ③消防活動支援性能 ※通常用いられる消防用設備等と同等以上の防火安全性能を有していることを確認する。(総務省令で定める)	・パッケージ型消火設備 ・パッケージ型自動消火設備 ・共同住宅用消火器 ・共同住宅用スプリンクラー設備 ・特定小規模施設用自動火災報知設備 ・加圧防排煙設備 ・特定駐車場用泡消火設備 等々
第3項	特殊消防用設備等	<b>ルートC</b> 特殊消防用設備等	・性能評価を踏まえた大臣認定制度 ⇒性能評価の手続き(法第17条の2) ⇒大臣認定の申請(法第17条の2の2)	・複数の総合操作盤を用いた設備 ・大空間自然排煙設備 ・閉鎖型水噴霧消火設備 等々

## (2) 特殊消防用設備等について

消防法第17条第3項に定められている特殊消防用設備等とは？

⇒平成の初め頃から行われていた政府の規制改革の目玉の一つとして、技術革新の成果が積極的に活用されるよう、**性能規定化の推進**が挙げられていた。

⇒消防法についても、建築基準法の性能規定化との整合性を確保するとともに、消防法に規定する消防用設備等や消火活動上必要な施設について**できる限り性能規定化を図る**こととされた。

消防法の一部改正（平成15年6月改正・平成16年6月施行）

⇒第17条第3項の追加

第1項の防火対象物の関係者が、同項の政令若しくはこれに基づく命令又は前項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って設置し、及び維持しなければならない**消防用設備等に代えて、特殊の消防用設備等その他の設備等（以下「特殊消防用設備等」という。）**であって、当該消防用設備等と同等以上の性能を有し、かつ、当該関係者が総務省令に定めるところにより作成する特殊消防用設備等の設置及び維持に関する計画（以下「設備等設置維持計画」という。）に従って設置し、及び維持するものとして、**総務大臣の認定を受けたものを用いる場合**には、当該消防用設備等（それに代えて当該認定を受けた特殊消防用設備等が用いられたものに限る。）については、前第二項の規定は、適用しない。

消防法第17条第1項による従来の規制体系に加えて、第3項による総務大臣認定が設けられ、**いわゆる「消防ルートC」**が開始された。



**安全センターは消防法第17条の2第1項に定める登録検定機関として総務大臣登録を行い、「性能評価委員会」による特殊消防用設備等の評価を行っている**

## 消防法の性能規定化(1)

### 性能規定と仕様規定

「性能規定」という言葉に行政上明確な定義はないが、通常、技術基準にその規制が目的とする「性能」を明確に規定しておき、新たに開発された機器や技術的工夫について、必要な「性能」を有するものについては積極的に認めることができるようにする規定ぶりを用いるものとされている。

以前は、消防法や建築基準法などの「社会的規制」の技術基準は、「性能」を明示的に示さず、材料・寸法などを仕様書的に規定する、いわゆる「仕様規定」が多かった。「仕様規定」は、策定又は改正時の標準的な技術を前提として、関係者間の共通の技術的基盤に即して作られるため、基準の内容が常識的でまざれがなく、適否の判定も行きやすい一方で、新たな技術を受け入れにくい面があった。

バブルがはじけて日本経済が低迷し始めた平成の初め頃から、経済的規制や社会的規制における規制緩和や規制改革が、政府全体の経済対策の中心手段と位置づけられるようになった。その中で、社会的規制における「性能規定化」は、技術革新を促すとともに、技術革新の成果を活用できるように

表1 規格省令の基準の特例事項

<p>第〇条 新たな技術開発に係る〇〇について、その形状、構造、材質及び性能から判断して、この省令の規定に適合するものと同等以上の性能があると総務大臣が認めた場合は、この省令の規定にかかわらず、総務大臣が定める技術上の規格によることができる。</p>
---

する有効な方策として、政府全体として取り組むべき中心課題の一つであるとされた。

平成15年(2003)6月に消防法の性能規定化が行われた際には、「規制改革推進3か年計画」(平成14年(2002)3月29日閣議決定)の「基準認証等分野の基本方針」において、「技術革新に柔軟に対応できるよう、仕様規定となっている基準については原則として全て性能規定化できるよう検討を行う」とされていた。

### 消防法の性能規定化特有の問題

性能規定化の対象となる消防法の技術基準には、消防用設備等に関する規制の他にも、防災規制、火気使用設備規制、危険物規制などがあるが、本稿では消防用設備等に関する規制について解説する。

消防用設備等の技術基準について「性能規定化」しようすると、消防法特有の問題に直面する。

消防法では、消防用設備等を設置することにより防火対象物の防火安全性能を確保しているため、消防法を性能規定化するなら、消防用設備等そのものの技術基準を性能規定化するだけでなく、それを適切に設置し維持するための基準も性能規定化する必要がある。前者は消防法第21条の2等による消防用機械器具等の検定制度等によって担保されており、後者は消防法第17条等による消防用設備等の設置・維持制度等によって担保されている。制度の体系が異なっているのに、消防用設備等の設置・維持の基準は、消防用機械器具等の性能を前提として組み立てられているため、この二つの基準体系を性能規定化しようすると、厄介な問題が多数出てくる。

「規制改革の推進」という政府全体の方針を受け、消防法令においても、平成15年(2003)に「性能規定化」にかかる一連の改正が行われた。この時の改正の責任者として、改正の経緯、内容、意図、注意を払った事項、建築基準法の性能規定化との違い、性能規定化後の状況などについて解説する。

表2 消防法施行令第32条(平成16(2004)年5月31日まで)

<p>この節の規定は、消防用設備等について、消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長)又は消防署長が、防火対象物の位置、構造及び設備の状況から判断して、この節の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の消防用設備等その他の設備を用いることにより、この節の規定による消防用設備等の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいて、適用しない。</p>	<p>この部分は性能規定化の際に法律に引き上げられたため、現行条文にはない。</p>
--	--

消防用機械器具等の検定制度は、総務省令で定められた規格(以下「規格省令」という。)への適合性を厳密に遵守することを求める制度であり、販売規制を含む厳しい規制が行われている。従来は、規格省令に弾力条項がなく、新しい技術が出てきても柔軟に対応することが困難だったが、規制改革の流れの中で、昭和62年(1987)3月に、全ての規格省令の末尾に「基準の特例」という弾力条項が追加され、新たな技術開発に係る機械器具等は、この特例条項を適用して新たな基準を作ることにより対応することができるよう措置された(表1参照)。

一方、消防法第17条等による消防用設備等の設置・維持制度の技術基準は政省令及び告示で定められているが、消防法施行令(以下「消令」という。)第32条の適用が可能であるため、新たな技術開発に係る機械器具等の設置については、消防長又は

消防署長の判断と責任により、弾力的な運用が可能になっていた(表2参照)。

このため、たとえば、新たに超高感度のスプリンクラーヘッドが開発された場合、規格省令の特例条項を適用して総務大臣が特別な規格を定め、それに従って検定制度が運用されるとともに、その規格を前提としてヘッド間隔などの設置基準が改定される、ということになる。特別な規格の制定と設置基準の改定までの間にはタイムラグが生じるため、その間は、防火対象物ごとに消防長等が消令第32条を適用して設置を認めても差し支えないとする消防庁予防課長通知が発出されて運用されていた。新たに開発された機械器具等が検定対象機械器具等に該当しない場合には、一般財団法人日本消防設備安全センターによる性能評定制度等によりその性能が評価され、同様に消令第32条を適用する

ことにより対応されていた。このような方式はそれなりに機能してはきたのだが、「技術開発の促進」という視点から見ればかなり冗長な仕組みであったことは否めない。

消防法の性能規定化にあたっては、消防法第21条の2の体系と、消令第32条を含む消防法第17条の体系を、相互に関連させつつ改定していくという、消防法特有の問題があったのである。

### 消防法の性能規定化の動き

消防庁では、

- ①「性能規定化の推進」が政府全体の方針として位置づけられていたこと
- ②防火対象物の高層化、深層化、大規模化、複合化等の状況に、従前の消防用設備等では十分に対応しきれず、消防用設備等の高度化、新技術の活用等が必要であると考えられていたこと
- ③消防防災システムのインテリジェント化の推進（昭和61年（1986）消防予第171号消防庁次長通知）などの諸施策にもかかわらず、消防用設備等の技術革新が進まなかったため、消防用設備等の高度化、新技術の活用等に柔軟に対応していく仕組みが必要であると考えられていたこと
- ④平成10年（1998）の建築基準法の改正において性能規定化が行われたこと

などを踏まえ、平成11年度（1999）～13年度（2001）に「総合防火安全対策手法の開発調査検討委員会」を設置して、消防用設備等の技術基準に性能規定を導入していく（これを「消防法の性能規定化」と位置づけていた。）ための技術的、制度的検討を行った。これにより、安全性を損なうことなく円滑に性能規定を導入する目的が立ったことから、消防用設備等に係る技術上の基準に性能規定を導入するための一連の法令改正が行われることとなった。

### 性能規定導入に係る法令の体系

前述のように「性能規定」に明確な定義がないため、他省庁の取り組みを見ても、これに対する考え方は千差万別だった。建築基準法のように、性能規定を主とし、従来からの仕様規定は例示基準と位置づける本格的な性能規定化に取り組んだ例もあったが、規制の対象が人命に直結しないような分野や、目的や技術基盤が共通で関係者が限られているような分野では、「性能規定化」にあたって、法令では抽象的な性能を定め、具体的技術的な考え方については法的な拘束力のないガイドラインのようなものに委ねている例もあった。

消防法の規制対象は広く一般国民が関係し、人命に直結するものである反面、火災の発生確率が低いことから施主や設計者としてはできればコストを

削減したいジャンルであるため、後者のような規定ぶりでは、規制を受ける施主や設計者と審査する消防機関の判断が食い違う可能性が高くなってしまふ。このため、消防法のような法律に性能規定を導入するには、設計者や消防機関が性能の有無を客観的に判断できる検証法が不可欠なのである。

一方で、消防用設備等に係るすべての「性能」についてそのような検証法を一挙に作成することは不可能であるため、適切な検証法がまだ整備されていない分野で新たに開発された設備や技術的工夫をできるだけ速やかに受け入れる仕組みも必要である。

また、消防用設備等を設置する側、審査する側の実態や利便性を考えれば、現行の「仕様規定」が依然として主要な役割を果たすべきことは当然である。

このようなことから、消防用設備等の技術上の基準に性能規定を導入するための体系として、(図1)のような3つのルートと並行する形で整備することとなった。

### 消防法第17条第1項に「性能」の概念を導入

消防法の性能規定化にあたって、まず、政令で定める技術上の基準に性能規定を導入していく布石とするため、従来は「政令で定める技術上の基準」とのみ書いていた消防法第17条第1項について、「…(消防用設備等)について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。」と改めて規定した(図2参照)。この場合の「必要とされる性能」は、従来から定められていた技術上の基準が求めてきた性能がベースとなるため、従来の「政令で定める技術上の基準」を改めて規定し直す必要がないことは当然である。

### 消令第29条の4の新設

この消防法第17条第1項を受けて新設されたのが、消令第29条の4である。

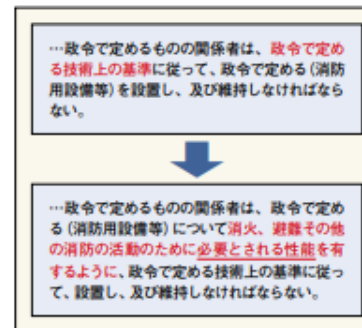


図2 消防法第17条第1項の改正(政令にルートBを導入する根拠として「性能」の概念を導入)

消令第29条の4第1項では、消令第2章第3節第2款から第6款まで(消令第10条(消火器具)から消令第29条の3(無線通信補助設備)まで)に規定するところによる「通常用いられる消防用設備等」に代えて、総務省令で定めるところにより消防長又は消防署長が「通常用いられる消防用設備等」と同等以上の防火安全性能を有すると認める「消防の用に供する設備等」を用いることができることとしている。

ここで、「防火安全性能」は、「火災の拡大を初期に抑制する性能」、「火災時に安全に避難することを支援する性能」及び「消防隊による活動を支援する性能」の三つに整理している。これらの三つの性能は、前出の「総合防火安全対策手法の開発調査検討委員会」における検討結果等を踏まえて定められたものである。

また、同条第2項では、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」を設置する場合には、「通常用いられる消防用設備等」と同等以上の防火安全性能を有するように設置し維持すべきこととし、第3項では、その場合には代替された「通常用いられる消防用設備等」について消令第2章第3節第2款から第6款までの規定を適用しないこととして、両者の法的関係を整理している。

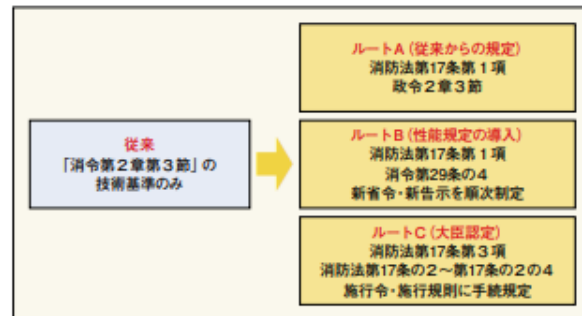


図1 性能規定を導入した消防用設備等の基準の体系

## 消防法の性能規定化(2)

### 消防法施行令第7条第7項の新設と「消防用設備等」としての位置づけ

消防法施行令(以下「消令」)第29条の4の新設に合わせ、消令第7条に第7項が新設され、消令第29条の4第1項の「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」は、消防法第17条第1項に規定する「政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設」として位置づけられた。

これにより、消防長等が「通常用いられる消防用設備等」と同等以上の防火安全性能を有すると認められた「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」については、消防法令上、「通常用いられる消防用設備等」と全く同等の「消防用設備等」としての位置づけが与えられることとなった。

この結果、「必要とされる防火安全性能を有する

消防の用に供する設備等」には、表1のような規定が適用されることになった。

従来は、「予想しない特殊の消防用設備等その他の設備」を設置したいとするニーズが生じた場合に備え、消令第32条に基づき消防長等がその判断と責任において設置を認める仕組みが用意されていた(本誌拙稿(31)(2018年12月号)表2参照)。

消令第32条では、「予想しない特殊の消防用設備等その他の設備」を用いることにより、消令第2章(消防用設備等)第3節(設置及び維持の技術上の基準)の規定による消防用設備等の基準による場合と同等以上の効力があると消防長等が認める場合は、同節の規定を適用しないことができるとされていたが、この設備は消令第7条で「消防用設備等」として位置づけられていなかったため、その設置及び維持管理など安全性の確保に係る表1の①から⑨までの規定の適用については法的な位置づ

けが必ずしも明確でなく、防火安全上の課題となっていた。

性能規定化に係る一連の改正により、「通常用いられる消防用設備等」の基準に適合しない新しく開発された「消防の用に供する設備等」であっても、消令第29条の4第1項の規定に基づき「必要とされる防火安全性能を有する」ことが認められる場合には、「通常用いられる消防用設備等」と完全に同様の位置づけが与えられることとなり、従来の消令第32条が有していた課題が解消されることとなった。

### パッケージ型消火設備等を例にとると

たとえば、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」に関する省令(平成16年(2004)総務省令第92号)では、消令第29条の4第1項の規定に基づき、屋内消火栓設備の代替設備として「パッケージ型消火設備」の基準(詳細については平成16年(2004)消防庁告示第12号)を、スプリンクラー設備の代替設備として「パッケージ型自動消火設備」の基準(詳細については同第13号)を定めている。

これらの設備は、従来、日本消防検定協会の鑑定や日本消防設備安全センターの性能評定をよりどころに、消防長等が自らの判断と責任において、消令第32条を適用して設置を認めてきたものであるが、上記のとおり、表1に掲げる規定の適用については、法的な裏付けが必ずしも明確でなかった。

性能規定化に係る一連の法令改正と省令・告示の制定により、「火災の拡大を初期に抑制する性能」から見て「パッケージ型消火設備」等を設置するこ

とができることとされた防火対象物に対しては、消防長等がこれらの基準により屋内消火栓設備等に必要とされる(「火災の拡大を初期に抑制する性能」としての)防火安全性能と同等以上の性能を有すると認めるものを、屋内消火栓設備等に代えて設置することができるようになった。

また、設置されたパッケージ型消火設備等については、屋内消火栓設備等と同様に、設置維持義務、設置時における消防長等への届出及び受検義務、消防設備士等による点検及び消防長等への報告義務が及ぶこととなり、さらに、適切に設置又は維持されていない場合には消防長等の設置維持命令が及ぶこととなった。

加えて、これらの設備に対して従来から行われていた、日本消防検定協会の鑑定や日本消防設備安全センターの性能評定は、これらの設備が「消防用設備等」と位置づけられたことから、消防法施行規則(以下「消則」)第31条の4に基づく認定制度に移行することとなり、消防長等による設備等技術基準適合検査における検査の省略について法的な根拠が整備され、安全性の確保と検査の合理化が図られることとなった。

また、同時に定められた消防庁告示(平成16年(2004)消防庁告示第14号及び第15号)により、「パッケージ型消火設備」等の工事及び整備については消防設備士(第1類、第2類又は第3類)の業務独占の対象となった。

なお、点検報告制度については、これらの設備が「消防用設備等」に該当することになるため自動的に対象になるが、これらの設備を点検できるのは、上記消防設備士(甲種及び乙種)又は「第1種消防

表1 「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」が「通常用いられる消防用設備等」と同様の「消防用設備等」とされた効果

- ① 設置維持義務(消防法第17条第1項)
- ② 設置時における消防長等への届出及び検査(消防法第17条の3の2)
- ③ 点検及び報告義務(消防法第17条の3の3)
- ④ 消防長等の設置維持命令(消防法第17条の4)
- ⑤ 消防設備士の業務独占(消防法第17条の5)  
(従来から消防設備士の業務独占の対象となっている消防用設備等に類するものとして消防庁長官が定めるものに限る。(消令第36条の2第1項及び第2項))
- ⑥ 甲種消防設備士の業務独占対象消防用設備等に係る工事着手の届出(消防法第17条の14)
- ⑦ 消防長等の設備等技術基準適合検査義務(消則第31条の3第2項)
- ⑧ 認定消防用設備等にかかる設備等技術基準適合検査の省略(消則第31条の3第3項)
- ⑨ 登録認定機関による消防用設備等の認定(消則第31条の4)

設備点検資格者」とされた(平成16年(2004)消防庁告示第10号)。

以上のように、「パッケージ型消火設備」等が消防令第29条の4第1項の規定に基づく「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」とされたことにより、安全性の向上と明確な法的位置づけが得られることとなった。

**消防令第29条の4に基づく「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」**

「パッケージ型消火設備」等は、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」の第一弾として定めたものであるが、これら以外にも、「予想しない特殊の消防用設備等その他の設備」等で、消防長等による消防第32条の適用について、消防庁予防課長通知で基準や見解を示してきたもの、日本消防検定協会の鑑定や日本消防設備安全センターの性能評定を行ってきたものは多数ある。平成16年(2004)の時点では、これらの設備等についても、知見が蓄積されたと判断できるものから順次、消防令第29条の4第1項の規定に基づく省令や告示を定めていくことを予定していたのだが、現時点で定められているもの(表2)を見ると、必ずしも当初の思惑どおりになっていない。むしろ、ルートCの経験と知見の蓄積から定められたものや、別の行政ニーズから定められたものが多くなっている。

表2 消防令第29条の4に基づく省令で定められた「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」(特定共同住宅等関係設備を除く)

- ①パッケージ型消火設備(平成16年(2004)消防庁告示第12号)
- ②パッケージ型自動消火設備(平成16年(2004)消防庁告示第13号)
- ③特定小規模施設用自動火災報知設備(平成20年(2008)消防庁告示第25号)
- ④加圧防排煙設備(平成21年(2009)消防庁告示第16号)
- ⑤複合型居住施設用自動火災報知設備(平成22年(2010)総務省令第7号)
- ⑥特定駐車場用泡消火設備(平成26年(2014)消防庁告示第5号)

**消防令第29条の4第1項の規定に基づく省令と客観的検証法**

前述のように、消防令第29条の4第1項の規定に基づく省令の第一弾として「パッケージ型消火設備」等についての基準を定めたが、これらの基準はいずれも「仕様規定」的な規定ぶりであり、「新たに開発された機器や技術的工夫について、必要な「性能」を有するものについては積極的に認めることができるようにする」という「性能規定化」の目的には合致しているが、「性能規定」とは言い難い。

消防用設備等の技術的基準に本格的に「性能規定」を導入するためには、消防令第29条の4第1項の規定に基づく省令として、「通常用いられる消防用設備等」の基準に適合しない新たに開発された「消防の用に供する設備等」が「必要とされる防火安全性能」を有しているか否かについて、消防長等が客観的に検証し判断する基準(客観的検証法)を策定していく必要がある。

このため、消防庁では、平成14年度(2002)から「防火対象物の総合防火安全評価基準のあり方検討会(委員長:平野敏右東京大学名誉教授)」において、必要とされる三つの防火安全性能を防火対象物の状況に応じてそれぞれ定量的に示すとともに、防火安全性能の有無についての判断を公平かつ公正に行えるよう、「客観的検証法」について検討を行った(図1参照)。

「火災の拡大を初期に抑制する性能」に関しては、まず事務所用途の防火対象物に設置される自動消

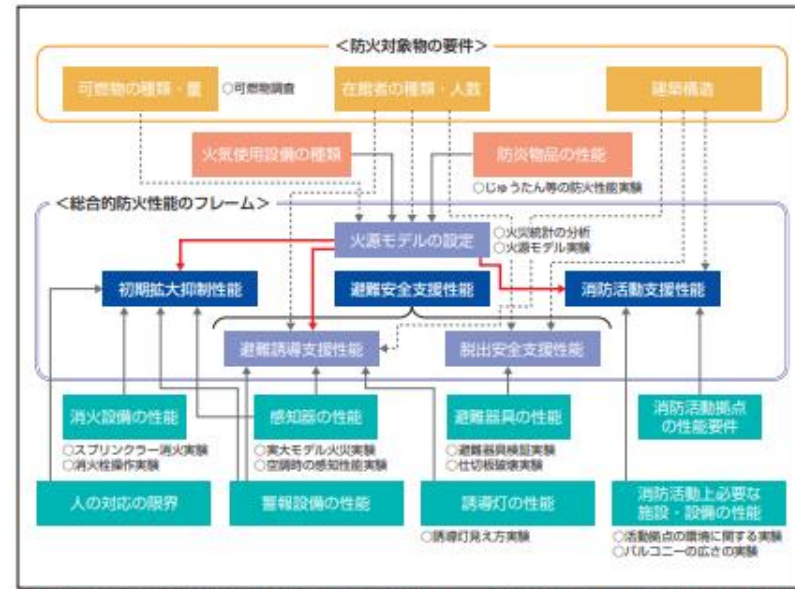


図1 総合的防火性能と個別設備の関連(平成15年(2003)防火対象物の総合防火安全評価基準のあり方検討会中間報告)

火設備に関する客観的検証法の検討を行った。

現行のスプリンクラー設備にかかる技術上の基準は、消防法第21条の2第2項に基づく検定対象機械器具等に係る技術上の規格(昭和40年(1965)自治省令第2号)と、スプリンクラーヘッド等がこの規格に適合していることを前提とする設置基準(消防第12条及び消防第13条~第14条)との組み合わせによって、極めて固定的に定められている。その結果、現行のスプリンクラーヘッドよりはるかに高感度のスプリンクラーヘッドが発売されても、その設置間隔、水源水量等にかかる基準は、当分の間現行と変わらず、その高感度の性能を生かして合理的に設置するためには、当面、消防第32条に基づき消防長等がその判断と責任によって防火対象物ごとに個別に認めるしかない。「火災の拡大を初

期に抑制する性能」に関する客観的検証法を開発し、これに関連する試験方法、設置方法などの一連の基準を消防令第29条の4の規定に基づく省令及び関連規定として定めることができれば、スプリンクラーヘッドの性能に応じて合理的にスプリンクラー設備を設置することが、迅速に可能になっていくと期待したのである。

同様の趣旨から、「火災時に安全に避難することを支援する性能」に関しては「光点減速式避難誘導システム」に関する検証法を、「消防隊による活動を支援する性能」に関しては排煙設備に関する検証法を、それぞれ策定すべく検討を行った。

ところが、「性能規定」と言えるような客観的検証法の開発は当初考えていたよりはるかに大変だったようで、当時の思惑どおりに省令の制定まで到達

もう少し知りたい 防火法令の基礎知識

表3 「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」の規定に基づく告示

- ① 特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件(平成17年(2005)消防庁告示第2号)
- ② 特定共同住宅等の構造類型を定める件(同第3号)
- ③ 特定共同住宅等の住戸等の床又は壁並びに当該住戸等の床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を定める件(同第4号)
- ④ 共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準(平成18年(2006)消防庁告示第17号)
- ⑤ 共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準(同第18号)
- ⑥ 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準(同第19号)
- ⑦ 戸外表示器の基準(同第20号)

できたのは、加圧防排煙設備の基準のみのようである(表2参照)。

共同住宅特例基準から消令第29条の4に基づく特定共同住宅等省令へ

共同住宅については、その特性から、政令で定める技術上の基準で就寝施設として設置すべき消防用設備等の基準を規定した上で、以前から、予防課長通知(共同住宅特例基準)を示し、防火区画性能が高く、外気に開放された安全な避難路を二方向確保するなど、防火安全性が高い設計となっている耐火構造の共同住宅については、消防長等が消令第32条を適用して消防用設備等の設置基準を緩和するような運用を行ってきた(共同住宅特例基準と特定共同住宅省令(本誌掲載(31)(2018年12月号)~(35)(2019年4月号)参照)。

しかしながら、消令第32条に基づき消防長等の判断と責任において防火対象物ごとに規制を緩和するこの仕組みは、行政手続きにかかる透明性の確保や、自治体ごとに運用基準が異なる可能性があることなどの点で、幾つかの課題を有していた。

消令第29条の4が制定され、「防火安全性能」という切り口で消防用設備等の設置基準を整理することができるようになったことから、従来、消令第32条の運用基準として示してきた「共同住宅等

に係る消防用設備等の技術上の基準の特例(平成7年(1995)消防予第220号消防庁予防課長通知、以下「220号通知」)を、消令第29条の4第1項の規定に基づく省令及び告示として定め直すこととした。

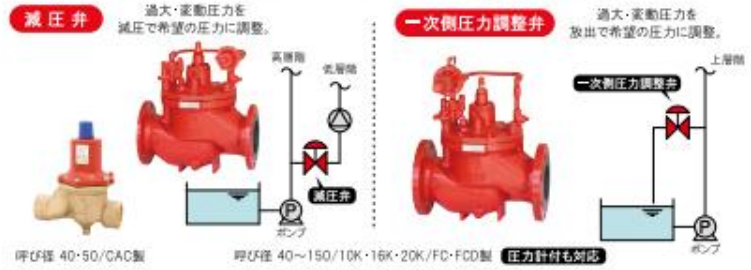
こうして、私が予防課長から異動する直前の平成17年(2005)3月25日に、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」を定め、同日付で同省令の骨格をなす(表3)の①~③を定めることとなった。関係する設備の告示((表3)の④~⑦)は平成18年(2006)5月30日付けになってしまったが、これらと合わせて、平成19年(2007)4月1日の同省令の施行日に間に合わせる事ができた。

特定共同住宅等にかかるこれら一連の省令と告示は、220号通知の内容を消令第29条の4の規定に沿って規定し直したものが、消令第29条の4が、「通常用いられる消防用設備等」に代えて「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」を用いることができる、という規定ぶりになっているため、建築構造等にかかる条件を示すことが難しく、結果的にかなりわかりにくいものとなってしまうことは残念である。

# 消火設備 送水圧力 自在です。

(一財)日本消防設備安全センター型式認定品 認定番号 減圧弁:VA-047号 一次側圧力調整弁:VA-048号  
VA-102号 VA-107号

## 屋内消火栓、スプリンクラー消火設備に最適。



減圧弁 過大・変動圧力を減圧で希望の圧力に調整。 呼び径 40・50・GAC製

一次側圧力調整弁 過大・変動圧力を放出で希望の圧力に調整。 呼び径 40~150/10K・16K・20K/FC・FCD製 圧力計付も対応

ISO9001 品質保証

株式会社 日本消防設備安全センター  
本社 〒146-0095 東京都大田区多摩川2-2-13  
TEL. 03(3759)0170 FAX. 03(3759)1414  
営業所 東京/相模原/千葉/さいたま/筑波/新潟/仙台/愛媛/札幌  
大阪/岡山/名古屋/静岡/金沢/広島/福岡/那覇  
URL: <http://www.venn.co.jp>

## SEKISUI 消火設備配管用高性能ポリエチレン管・継手

# エスロハイパーAW 高圧消火管・継手

耐震性 耐食性 施工性に優れたポリエチレン一体管路を構築

100・150Aをラインアップ!!

適用部位 消防栓設備及び消防給水設備(埋設用)にも使用いただけます。

最高使用圧力 1.6MPaで認定取得!

積水化学工業株式会社 環境・ライフラインカンパニー 建築システム事業部

<p>東京支店 建設部</p> <p>東京支店 営業部</p> <p>東京支店 営業部</p> <p>西日本支店</p> <p>中部支店</p> <p>中国支店</p>	<p>東北支店</p> <p>関東支店</p> <p>中部支店</p> <p>中部支店</p> <p>中部支店</p> <p>中部支店</p>	<p>九州支店</p> <p>関西支店</p> <p>関西支店</p> <p>関西支店</p> <p>関西支店</p> <p>関西支店</p>
<p>03(3748)8510</p> <p>04(86)4610190</p> <p>03(3762)4533</p> <p>08(22)48251</p>	<p>02(27)732028</p> <p>05(23)76806</p>	<p>02(27)11314</p> <p>09(84)32780</p> <p>011(737)6930</p> <p>03(67)480480</p>

https://eslontimes.com

QRコードでアクセスはコチラ!

## 消防法の性能規定化(3)

### 特殊消防用設備等と総務大臣の認定

超高層ビル、巨大複合建築物、大空間を有する建築物等で、現行の消防用設備等の技術上の基準では想定していないようなものを建築する場合には、その防火安全性を確保するため、「通常用いられる消防用設備等」の基準に適合しない「特殊の消防用設備等その他の設備等」で、その性能を判断するのに必要な消防法施行令(以下「消令」)第29条の4第1項の規定に基づく省令が定められていないものを設置したい、というニーズが生ずる可能性がある。これらについても、必要な「性能」を有するものについては円滑に設置を認めていくことが必要であるため、消防法の性能規定化の一環として、消防法第17条第3項に基づく総務大臣認定制度が設けられた。

これは、一般的な審査基準が確立されていない「特殊の消防用設備等その他の設備等(以下「特殊消防用設備等」)を設置しようとする場合には、防火対象物ごとに、高度な技術的識見を有する性能評価機関(日本消防検定協会又は登録検定機関)の評価結果に基づき、総務大臣がその性能を審査し、必要な性能を有するものについては円滑に設置できるようにする途(ルートC)を開くとともに、これにより総務大臣に技術的知見を蓄積し、同種の設備が一般的になった場合には、消令第29条の4第1項の規定に基づく省令を定める(ルートB)ことに繋げることにより、消防長等が円滑、的確にこの種の消防用設備等の設置を認めることができるようにしようとするものである。

「特殊消防用設備等」については、消令第29条の4第1項の規定に基づく設備等と同様、「通常用いられる消防用設備等」と同等の地位(表1参照)

が与えられるほか、

- ①検定制度の適用除外(消令第37条)
- ②点検報告制度の特例(消防法施行規則(以下「消防規則」)第31条の6第2項及び第3項並びに平成16年(2004)消防庁告示第9号(以下「告示9号」)という2つの措置を講じて、特殊消防用設備等の導入の円滑化に配慮するとともに、このジャンルにおける技術開発を促進しようと企図している。

### 設備等設置維持計画

消防法第17条第1項の関係者は、「通常用いられる消防用設備等」に代えて、総務大臣が「必要とされる防火安全性能」を有すると認める「特殊消防用設備等」を用いることができるとされているが、この総務大臣の認定の際に不可欠なものとして位置づけられているのが「設備等設置維持計画」である(消防法第17条第3項)。

「特殊消防用設備等」は、「通常用いられる消防用設備等」の延長上にあるものもあるかもしれないが、これまでの消防用設備等とは全く異なる種類のものである可能性もある。このような「特殊消防用設備等」を、どのような防火対象物に、どのように設置し、どのように維持管理していくか、ということとは、「特殊消防用設備等」の有する防火安全性能についての判断に不可欠ではあるが、あらかじめ基準として定めておくことはできない。

このため、「特殊消防用設備等」を設置しようとする防火対象物の関係者は、自ら当該設備の設置及び維持に関する計画(設備等設置維持計画)を作成することとされており、総務大臣の認定の際には、当該設備が「設備等設置維持計画」に従って設置し、及び維持されることが前提となっている(消防

本稿では、ルートCについてその意図や仕組みを解説するとともに、ルートCと消防法施行令第32条との関係、ルートCの創設に伴って改正された消防設備士制度や消防設備点検資格者制度、検定制度、週及適用などの諸制度について、その企図したところを解説する。

表1 「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」が「通常用いられる消防用設備等」と同様の「消防用設備等」とされた効果

- ①設置維持義務(消防法第17条第1項)
- ②設置時における消防長等への届出及び検査(消防法第17条の3の2)
- ③点検及び報告義務(消防法第17条の3の3)
- ④消防長等の設置維持命令(消防法第17条の4)
- ⑤消防設備士の業務独占(消防法第17条の5)  
(従来から消防設備士の業務独占の対象となっている消防用設備等に類するものとして消防長官が定めるものに限る。(消令第36条の2第1項及び第2項))
- ⑥甲種消防設備士の業務独占対象消防用設備等に係る工事着手の届出(消防法第17条の14)
- ⑦消防長等の設備等技術基準適合検査義務(消防法第31条の3第2項)
- ⑧認定消防用設備等にかかる設備等技術基準適合検査の省略(消防法第31条の3第3項)
- ⑨登録認定機関による消防用設備等の認定(消防法第31条の4)

法第17条第3項)。日本消防検定協会等が行う性能評価の際にはこの計画を前提として行うこととされている(消防法第17条の2)。

また、設置時における消防長等への届出及び検査(消防法第17条の3の2)、点検及び報告(消防法第17条の3の3、消防規則第31条の6)、消防長等の設置維持命令(消防法第17条の4第2項)については、この「設備等設置維持計画」への適合性の有無をチェックすることになる。

このように、特殊消防用設備等の設置にあたっては、その防火安全性能の担保手段として「設備等設置維持計画」が極めて重要な役割を担っていることに留意しなければならない。

### 点検報告制度の特例と特殊消防設備点検資格者

消防用設備等に係る点検、報告制度については、消防法第17条第1項に基づく消防用設備等と同様に、特殊消防用設備等についてもその対象とされ

た(消防法第17条の3)。

特殊消防用設備等の場合は、点検の方法を簡略化したり点検期間を延長したりすること自体を大きな目的として開発される場合もありうることから、点検・報告の期間については、前述のとおり、防火対象物の関係者が作成する「設備等設置維持計画」に定めるところによることとされている(消防規則第31条の6第2項、第3項及び告示9号)。

また、特殊消防用設備等に係る点検方法については、同様に「設備等設置維持計画」によるものとし、点検報告書の様式についても、通常の報告書の様式に「設備等設置維持計画」で定める点検表を添付して行うこととされている(告示9号)。

さらに、特殊消防用設備等の点検の十全を期するため、消防用設備等の点検資格者制度に「特種」という資格の種類が新設された。この結果、特殊消防用設備等の点検を行うことができる者は、「特種消防設備点検資格者」又は後述の特種の甲種消

防設備士に限られることになる(平成16年(2004)消防庁告示第10号)。

### 甲種特類消防設備士

消防法第17条の5の消防用設備等の工事又は整備に係る業務独占については、「設備等設置維持計画に従って設置しなければならない特殊消防用設備等」もその対象とされた(同条第2号)。これにより、特殊消防用設備等の工事又は整備のうち、従来から消防設備士の業務独占の対象となっている消防用設備等に類するものについては、案件ごとに消防庁長官が業務独占の対象として定めていくことになる(消令第36条の2第1項)。

また、特殊消防用設備等の工事又は整備を行う消防設備士については、新たに「特類」というジャンルが新設された(消令第33条の3)。この結果、特殊消防用設備等のうち、消防設備士の業務独占の対象とされたものについては、「特類」の甲種消防設備士の資格を有する者でなければ工事又は整備を行ってはならないことになった。

特殊消防用設備等は、従来の消防用設備等の概念を超えた高度な技術を用いたものであることが期待され、実際にも、様々な設備や建築構造の組み合わせによって必要な防火安全性能を満たそうとすることが予想されることから、「特類」の甲種消防設備士は消火設備系(第1類~第3類のいずれか一つ以上)、情報設備系(第4類)及び機械設備系(第5類)という3種類全ての消防設備士の資格を有していなければ受験できないこととされた(消令第33条の8第2項)。

したがって、甲種特類の消防設備士は、3種類の甲種消防設備士の資格を有する上に特類の資格を有する「スーパー消防設備士」的な性格を持つことになる。

### 検定制度の適用除外

消防長等が消令第32条を適用して「予想しない特殊の消防用設備等その他の設備」の設置を認めようとする場合に、大きな障害となっていたのが消

防法第21条の2に基づく検定制度だった。「予想しない特殊の消防用設備等その他の設備」の一部又は全部が「検定対象機械器具等」に該当する場合には、これらが総務省令で定める検定対象機械器具等に係る技術上の規格(以下「規格省令」)に適合していなければ使用できないこととされており、かつ、消防法第21条の2に係る規定は、消令第32条に基づき適用しないことができる(この節(令第2章第3節)の規定)の範囲外だからである。

このため、それぞれの消防用設備等の規格省令に特例条項(例:消火器の技術上の規格を定める省令第53条など)を設け、規格省令に適合しないがこれと同等以上の性能を有すると認められるものについては、総務大臣がそのための専用の基準を作成して検定することとして弾力化が図られた(昭和62年(1987)/[本誌掲載第59回 消防法の性能規定化\(1\)](#)参照)。しかし、この仕組みは、総務大臣による「型式承認」や日本消防検定協会による「個別検定」などの枠組み内の弾力化であったため、工事日程が詰まっている具体的な防火対象物に設置する場合などには、手続に時間と労力がかかることなどから不評だった。

このため、性能規定化に係る一連の改正の一環として、消令第37条が改正され、「(消防)法第17条第3項の規定による認定を受けた特殊消防用設備等の部分であるもの」については、日本消防検定協会等の性能評価を踏まえて総務大臣が認定することによりその防火安全性能が確認されることから、検定対象機械器具等の範囲から除くこととされた。

### 特殊消防用設備等と適及適用

既存の特定防火対象物における消防用設備等に對する消防法第17条の2の5第2項第4号に基づく適及適用の規定は、「特殊消防用設備等」については適用されない。適及適用対象とするには、同号に「消防法第17条第3項の特殊消防用設備等」を列記する必要があるのだが、性能規定化に係る一連の改正の際に、これを列記しないこととしたのである。

これは、消防法第17条の2の5第2項第4号

**目的** 高度な消防防災技術の発達、普及を促進し、防火対象物の防火安全性能の向上に資すること

**表彰の対象**  
**消防用設備等、特殊消防用設備等その他これらに類するもの**  
 ■ 消防防災技術の高度化に資するもの  
 ■ 火災時の人的対応力の向上に資するもの  
ソフト対策を有効に機能させるような設備等  
 ■ ユニバーサルデザインの推進に資するもの  
火災発生時に、高齢者、障害者、外国人等の災害弱者に対して、情報伝達、避難誘導、避難経路等について配慮がなされている設備等

**過去の表彰実績**  
 昭和63年度から「優良消防防災シニア人表彰」として開始。平成16年度から「優良消防用設備等表彰」に変更。  
 昭和63年度から令和2年度までの33年間に、**合計218件**を表彰している。

最近10年間の表彰件数

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
件数	12	3	2	1	2	3	2	4	2	6

**近年の表彰**

年度	防火対象物の名称	優良消防用設備等の名称	年度	防火対象物の名称	優良消防用設備等の名称
平成30年度	船越運倉庫株式会社 保倉所	落下型避難機器(LDS)	令和2年度	ASKUL三芳センター (LOGI Q三芳)	「大規模倉庫における消防活動支援対策ガイドライン」を踏まえた防火安全対策が講じられた大規模倉庫
	新南田シティ 施設スカイビル	非常用放送の多言語化を支援するシステム		福岡空港国内線ビル	火災に関する情報を幅広く伝達する機能を有する複数の統合操作盤を用いた設備関連、管理制御及び避難誘導を考慮した音声警報によるきめ細やかな放送を行う放送設備
	JR西日本新幹線ビル・NTTコムビル	複数の統合操作盤を用いて建物の特殊階等における火災に関する情報を相互に伝達する設備		福岡空港国内線ビル	大空間における排煙設備
令和元年度	東京ビッグサイト 東館展示棟	大空間自然排煙設備	有明アリーナ	大空間自然排煙設備	
	丸の内二重橋ビル	MFシステム	有明ガーデン (モール、シアター・ホテル・モールムスビ)	火災に関する情報を幅広く伝達する機能を有する複数の統合操作盤を用いた設備関連、管理制御及び避難誘導を考慮した音声警報によるきめ細やかな放送を行う放送設備	
	MARK IS 福岡ももち	シネマ及び劇場を含む大規模商業施設の避難誘導システム	S-LOGI 新産 West	早期火災検知システム (火災検知@Shinz@Alev)	

(総務省消防庁予防課作成)

図1 優良消防用設備等表彰

の規定が、消防用設備等にかかる技術上の基準の整備が十分でなかった時代(昭和49年(1974)に、大阪市千日デパートビル火災(昭和47年(1972)、118人死亡)、熊本市大洋デパート火災(昭和48年(1973)、100人死亡)などの多数の死者を伴う火災を契機として強化された消防用設備等の規制を、既存の防火対象物にも適及的に設置させることを主な目的として制定されたものであり、一方、特殊消防用設備等については、その防火安全性能について、高度な識見を有する日本消防検定協会又は登録検定機関が性能評価を行い、その結果を踏まえて総務大臣が認定するものであることから、両条文の制定趣旨を勘案して適及適用の対象としなかったものである。

### 消防防災システムの高度化推進要綱

著しく大規模化、高層化、複合化が進んだ防火対象物において、適切な火災監視、制御等を行

い、火災時に的確に対応するには、通常の警報設備等では十分ではないため、防火対象物の規模、構造、複合化の状況、利用形態、利用時間帯等、個々の防火対象物の実態に応じて、総合操作盤を中心とした総合消防防災システムが設置されることが多い。

総合消防防災システムについては、「消防防災システムのインテリジェント化推進要綱」(昭和61年(1986)消防予第171号)による技術的知見を踏まえ、平成9年(1997)に「総合消防防災システムガイドライン」(平成9年(1997)消防予第148号)として示されている。

しかしながら、総合消防防災システムが、設置される防火対象物の状況に応じて的確に機能するかどうかについては、現在のところ一般的な判断基準を示すことは困難であるため、当該防火対象物の構造特性に応じた火災性状を前提として、ハード面とソフト面を総合した火災対応の内容、火災に関する情報処理・伝達システムに係るアルゴリズム等に

表2 消令第32条(平成16(2004)年5月31日まで)

<p>この節の規定は、 消防用設備等について、 消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長)又は消防署長が、 防火対象物の位置、構造及び設備の状況から判断して、 この節の規定による消防用設備等の基準によらずとも、 火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、 火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるとき、 又は 予想しない特殊の消防用設備等その他の設備を用いることにより、 この節の規定による消防用設備等の基準による場合と同等以上の効力があると認めるとき においては、適用しない。</p>	<p>この部分は性能規定の際に法律に引き上げられたため、現行条文にはない。</p>
--	---

についての専門的な評価が不可欠である。

このため、平成16年(2004)6月、消防庁次長から「特殊消防用設備等に係る消防防災システムの高度化推進要綱」(平成16年(2004)消防予第66号)が示され、現行の消防法令で予想しない特殊な技術による消防防災システムや高度な消防防災システム等で、技術基準が定められていないもの(複数の総合操作盤を設置する場合なども該当する)については、積極的に特殊消防用設備等として位置づけることにより、消防防災システムの高度化を促進していくこととされた。

なお、消防防災システムの高度化を促進するため「消防防災システムのインテリジェント化推進要綱」とセットで行われていた消防庁長官表彰制度については、「特殊消防用設備等のうち特に優れたものについて、年度ごとに表彰する」という形で存続することとされ、(図1)のような実績を上げている。

#### 消令第32条の改正

従来、消防長又は消防署長は、「①(個別の)防火対象物の位置、構造及び設備の状況から判断して、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災による被害を最少限度に止めることができると

認められる場合」と、「②通常用いられる消防用設備等と同等以上の効力があると認められる「予想しない特殊の消防用設備等その他の設備」を用いる場合」には、消令第32条を適用して通常の技術上の基準を適用しないことができることとされており、そのような場合の取扱いについては消防長等に委ねられていた(本誌総稿第59回 消防法の性能規定化(1)表2(再掲)参照)。

消防法に性能規定が導入され、消令第29条の4に基づく「客観的検証法」ルート(ルートB)と消防法第17条第3項に基づく「総務大臣認定」ルート(ルートC)が創設されると、同様の権限を国と地方公共団体の双方が行使することは法制上不自然であることから、上記②をそのまま存続することは困難になった。

このため、消令第32条のうち②については削除することとされたが、残る①が従来のままだと、同条を適用するには「火災の発生のおそれが著しく少ないこと」、「延焼のおそれが著しく少ないこと」及び「火災等の災害による被害を最少限度に止めることができること」の3つの要件を満たすことが必要で、その適用範囲が著しく限定されることとなる。

このため、建物の防火安全性が高まってきている

こと、消防法令の適用について防火対象物の実態に即した柔軟な対応が求められていることなどの状況を踏まえ、「火災等の災害による被害を最少限度に止めることができること」が満たされる場合には、「火災の発生のおそれが著しく少ないこと」又は「延焼のおそれが著しく少ないこと」のいずれかが満たされていれば、十分な防火安全性が確保できるものと考え、旧消令第32条の「火災の発生及び延焼のおそれが著しく少な」という要件が「火災の発生又は延焼のおそれが著しく少な」という要件に改められた。

#### 指定機関から登録機関へ

消防の用に供する機械器具等は、日常的に使用されることがない一方で、火災時には確実に作動することが求められるものであるため、消令第37条に定められるものについては、日本消防検定協会又は総務大臣の指定を受けた者(指定検定機関)による検定制度の対象となっていた(消防法第21条の2等)。

消防の用に供する機械器具等のうち消令第37条に定められていないものについても、火災時に確実に作動しなければならないことは同様であるため、財団法人(当時)日本消防設備安全センターなどが認定制度や評価制度を作り、それらの機械器具等の性能を評価するなどして、消防機関の審査に資する仕組みが作られていた。

これらの制度については、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年(2002)3月29日閣議決定)において、「公益法人が国の代行機関として行う検査・検定等の事務・事業については、……、国の関与を最小限とし、……、法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関(登録機関)による検査・検定等の実施とする。」という政府の基本方針が示されたことを踏まえ、従来の指定検定機関制度は、いわゆる登録検定機関制度に移行することとされた。

これと並行して、消防法第17条の2で、特殊消

防用設備等の性能に関する評価を行う機関として日本消防検定協会と並んで「法人であって総務大臣の登録を受けたもの」が定められたのも同様の趣旨に基づくものである。なお、改正法が施行された平成16年(2004)6月1日に、この性能評価機関として財団法人(当時)日本消防設備安全センターが登録された。

また、従来、消防用設備等が設置された場合の消防長等による設備等技術基準への適合性検査の簡略化の観点から、消令第31条の4により指定認定機関による認定制度が設けられていたが、この制度についても、前述の政府の基本方針を受け、平成16年(2004)3月26日の消則の改正において、登録認定機関制度に移行することとされた。

#### 消防法の性能規定化の意義

消防用設備等は、昭和35年(1960)に現行のような法体系になって以来、その種類、性能等に大きな変化はなかったが、性能規定の導入により、全く新しい「消防の用に供する設備等」が積極的に開発されていく環境が整備された。

「性能規定化」とは、開発者の発想により行われた技術開発について、審査する側がその性能を何とかがして判断しなければならない、ということである。

国民の安全に直結するものであるだけに、技術開発が新新であればあるほど、判断に費用や時間がかかるかもしれないが、とにかく、「基準にあっているから合格、ないから不合格」ではなく、「性能があるから合格、ないから不合格」ということになる。

この「性能規定化」により、国民の防火安全水準を確保しつつできるだけ経済合理性を求め、という政府全体の方針を踏まえた新たな仕組みが構築された。これにより、消防法が求める性能(安全水準)を達成するための方法論が多様化して、より経済性、合理性にすぐれた設備等が用いられるようになると期待されるのだが、私としては、それにとどまらず、「性能規定化」を根拠とした新たな消防用設備等の開発により、建築空間の新たなジャンルの実現をリードすることなども期待している。

## II. 消防設備システム評価について

### 消防設備システム評価とは

個々の防火対象物に設置する高度の技術を活用した消防用設備等が、消防法令により義務付けられている消防用設備等と同等以上の防火安全性を有すること及び「総合消防防災システムガイドライン」(平成9年9月16日付け消防予第148号)への適合性評価を専門家により構成された「消防設備システム評価委員会」において行う評価。

- ⇒ 本評価自体は、昭和61年より「消防防災システムのインテリジェント化推進要綱」に基づく評価として開始され、平成9年からは「総合消防防災システムガイドライン」に基づく評価を実施してきた。
- ⇒ 平成16年の消防法の改正による性能評価業務の開始に伴い、従来実施していた「消防防災システム評価」から消防法第17条第3項に定める特殊消防用設備等として総務大臣認定を受けるものを除いた、防火対象物に設置する消防設備システムについての評価を行っている。

## 消防設備システム評価の対象（消防設備システム評価規定より抜粋）

- (1) 消防法施行令第 29 条の 4 第 1 項の規定に基づく客観的検証法によって、申請に係る防火対象物に設置する消防用設備等の防火安全性能が、通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると認める評価
- (2) 「総合消防防災システムガイドライン」(平成 9 年 9 月 16 日付け消防予第 148 号)に照らして、申請に係る防火対象物に設置する総合消防防災システムが十分な防火安全性能を有するものと認める評価
- (3) 申請に係る防火対象物に設置する消防用設備等が消防法令に定める防火安全性能を上回っている場合において、当該消防用設備等が有する高度な防火安全性能の有効性を判定する評価
- (4) 消防長又は消防署長が消防法施行令第 32 条の規定の適用を判断するに当たり参考となる情報として、申請に係る防火対象物の位置、構造又は設備の状況についてその防火安全性の有効性を判定する評価
- (5) その他防火対象物に設置する消防用設備等の防火安全性能の有効性について、防火対象物の関係者(以下「関係者」という。)から判定を求められる評価(当該消防用設備等の運用に関連する維持管理の有効性等の判定を含む。)

# おわりに

- ・温故創新の森 NOVARE ノヴァーレ 旧渋谷邸「伝統的建造物 自動火災検知放水システム」について
- ・今後、新たな技術開発の成果を導入する際には、性能評価及び消防設備システム評価の制度をご活用ください。

ご視聴ありがとうございました。

おわり